

「奨学のための給付金」の受給申請について

令和7年度の所得割額（市町民税+県民税）が非課税である世帯を対象に教育費を支援するための制度で、返済の必要はありません。期限内の申請分のみ、一次申請（早期対応）として学校で取りまとめて県へ提出します。二次申請は、10月頃改めて該当者に案内いたします。申請書類は、組担任または事務室へ提出してください。

提出期限 7月14日（月）**提出が必要な書類****1. 奨学給付金受給申請書**

- 裏面の記入例を参照して、記入してください。日付は、7月1日以降の日を記入してください。
 - 成人（18歳）した生徒は、1ページにて、☐親権者ではなく、☒主たる生計維持者としてください。
また、2ページでは、（4）または（5）に☒を入れてください。
 - 1ページ【生徒用コンピューター等購入等状況】は、本校は対象外につき、下部の「購入していません」にチェックしてください。（電子辞書は対象外です）
 - 学校で審査後、申請書類は広島県へ送付します。記入漏れのないよう、またチェック項目等も、よく読んで間違いのないように注意してください。
- ＜注意＞ 誤字には訂正印が必要です（修正テープ等は使用不可）。また、消せるペンで書かないでください。

2. 通帳の写し ①にのり付けして提出。

- 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人がはっきり見えるようにコピーしてください。

3. 保護者全員の所得確認書類 ※所得割額が非課税の場合のみ給付対象となります。

父母それぞれの課税額などを証明する書類を提出してください。

- 課税証明書又は非課税証明書 <市区町村役場で取得>

＜注意＞コピーを提出する場合は、端が切れていないか、全体がはっきり写っているかを確認してください。
特別徴収税額通知書、納税通知書は、申請には利用できません。

4. 生活保護受給に関する証明書

- 7月1日時点で生活保護法に定める生業扶助を受けている場合、福祉事務所で添付③に証明を受けてください。（上記「3. 保護者全員の所得確認書類」は不要です。）

※ その他の書類が必要な場合は、個別に連絡いたします。

給付額

区 分	給付金の額
生活保護受給世帯（生業扶助の措置あり）	年額 52,600 円
保護者全員の住民税所得割額が非課税である世帯	年額 152,000 円

* 広島県より申請した保護者に直接決定通知が届き、10月～11月頃に給付される予定です。

広島県知事様

7月1日以降の日付にしてください。

令和 7 年 7 月 7 日

私立高等学校等用（県内）

学校使用欄

奨学給付金の
通し番号

就学支援金の
受付番号

R07

広島県高校生等奨学給付金受給申請書 兼
広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金受給申請書

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別有償費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象（広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の）は行っておりません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金受給申請書（広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の）を提出していただく。

保護者等の氏名を自署してください。

【申請者（保護者等）】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな	ひろしま もみじ	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
氏名	広島 紅葉	平日の日中に連絡のとれる電話番号	〒730 - 8511
住所	広島市中区基町10番52号	電子メール	ken-gakuji @ shigaku.〇〇.jp
関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 生徒本人	☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人である場合 ☐ その他（ ）	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他（ ）

生徒との続柄

生徒との続柄にもチェックを付けてください。

【対象となる高校生等】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな	ひろしま まなぶ	生年月日	昭和 平成 19 年 6 月 22 日
氏名	広島 学	生年月日	昭和 平成 19 年 6 月 22 日
学校名/学年	〇〇高等学校	普通科 3 年 3 組 27 番	
学校種別	☒ 高等学校	全日制 ☒ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月 令和 5 年 4 月 入学
過去の高等学校等における在学状況	過去に高等学校等における在学期間がある場合のみ記入してください。	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数

学校の種類・課程

在学中に給付金を受給した回数

学校の種類・課程

在学中に給付金を受給した回数

生徒が広島県内の私立高等学校等に在学している場合のみ

該当するどちらかに✓してください。

該当するどちらかの口に✓印を付けてください。

☐ 学校の指示により、授業で使用する生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等[※]したことが及び国又は他の地方公共団体その他の団体等から助成を受けていないことを誓約します。
※リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含みます。

☒ 生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等していません。
例：購入等の指示を受けていない。
無償で機器を借りている、もともと所有をしていた、国等の助成を受けて購入等した 等

該当箇所
チェック

該当箇所
チェック

成人(18歳)
主たる生計維持者
(4)か(5)に✓

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する口に✓印を付けてください。

(A) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

生活保護（生業扶助）を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生活保護受給証明書を提出してください。

(B) 非課税（道府県民税及び市町村民税）

(a) 生活保護（生業扶助）

私の世帯は、7月1日現在

【就学支援金申請時に、(a) 高等学校等就学支援金を受けている世帯の方】

※住民税が未申告の場合、7月1日現在の住民税の申告を

生活保護（生業扶助）を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生活保護受給証明書を提出してください。

住民税が非課税の場合は、こちらに✓印を付け、課税証明書等を提出してください。

ただし、下段の任意欄にチェックし、高等学校等就学支援金の認定審査情報の利用に同意する場合は、課税証明書等の提出は不要です。

※課税情報の利用に同意する場合であっても、住民税の申告がされていない場合は情報を取得できませんので、市区町村役場の窓口で住民税の申告を行ってください。

※課税情報の確認ができない場合は、支給要件を満たさず、不認定となります。

チェックがない場合、確認のお電話をさせていただきます。

次のとおり課税証明書等を提出します。 ※(1)～(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1) 親権者（両親）2名分

※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合

親権者1名分

離婚、死別等により親権者が1名となる場合

※ 親権者のいずれかが日本国内で住民税を課税されていない場合、原則対象外。

収入の確認対象となる保護者等の区分に✓印を付けてください。

(2) 未成年後見人（ ）名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）

※ 法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く

(3) 主たる生計維持者 2名分

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

(4) 主たる生計維持者 1名分

・ 生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・ 生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等

(5) 生徒本人

・ 生徒が未成年かつ(1)～(5)いずれも存在しない場合
・ 生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等

※(6)の場合のみ使用可。

未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。

書類の不備がないか、提出する前にご活用ください。

【添付書類の確認欄（使用任意）】 次の書類を添付し、申請します。

提出書類	留意事項	入手先
① 振込口座の通帳等の写し（申請者名義のもの）	原則全員提出。キャッシュカード等の写しも可。 ※学校代理受領の場合は提出不要。	-
② 課税証明書 又は 非課税証明書	原則全員提出。 ※裏面(B)(b)に同意する場合や、③を添付する場合提出不要。	市区町村役場の窓口等
③ 生活保護受給に関する証明書（該当者のみ）	生業扶助受給の有無が確認できる証明書（県が定める様式で福祉事務所から証明を受けることを推奨。）	市（区町）福祉事務所
④ 委任状	学校代理受領を希望する場合に提出。	-

こちらに✓

本校では、保護者負担でコンピューターの購入はありません。

申請書はもう1面あります。⇒